

【事案Ⅵ－3】約款・事業規約が不適切であることの確認請求

・2021年7月26日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、積立型火災共済の満期共済金 500 万円を受け取る際に、受取額が 500 万円を下回っていた。確認をしたところ、所得税等が分離課税として天引きされていたことがわかったが、契約時に約款・事業規約を受け取っておらず、その説明がなかった。また、約款・事業規約の記載内容が専門的で理解ができない、このような約款・事業規約は不適切であることの確認を求めて、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

積立型火災共済の約款・事業規約の文章は専門用語にて記載され、担当者からの説明もなく約款・事業規約が不適切である、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 約款・事業規約の文章は専門用語で記載されており、「一定の要件に該当し、金融類似商品として取り扱われる場合は、差益部分の 20.315% (所得税等: 15.315% + 住民税: 5%) が源泉分離課税の対象になります。」の箇所は理解・解釈ができない。

① 「一定の要件に該当し」とは、「金融類似商品」とは、「源泉分離課税」とは何のことか。

② 申立人は現預金の預金・貯金等については、国税等 15.315%、県民税 5% を国に納める事は知っている。

(2) 契約当日(2016年4月)には、約款・事業規約を窓口担当者から直接手渡しが行われておらず、受け取っていない。

(3) 約款・事業規約は令和元年9月に別な窓口担当から受け取った。2021年3月に2019年の担当から受け取ったことを、部長以下5名が確認した。申立人は契約して2年ほど約款・事業規約を手元に持ち合わせていなかった。申立人に対して「約款・事業規約をきちんと渡すこと」が実行されていなかった。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 対応経過に記載のとおり、当時の推進者より契約時に源泉分離課税について説明をしている。

(2) 金融類似商品に該当する場合、源泉分離課税の対象となることは契約時に渡した約款・事業規約に明記されている。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、申立ての内容がその性質上裁定を行うに適當でないと認めたため、裁定手続規則第 16 条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。